

■まちづくりセンターの設置形態等内訳

《設置形態》

区分		数	設置形態	割合
市有施設	単独施設	4	まちづくりセンターのみの単独設置	4.6%
	合築施設	58	地区会館併設（うち児童会館併設15）	66.7%
		15	地区会館以外のコミュニティ施設等との合築 （区民センター、地区センター、出張所の地区集会所、公民館等）	17.2%
民間との合築施設		4	町内会館との合築	4.6%
民間からの借上施設		6	民間ビルや町内会館の一室を借上げ	6.9%
計		87		100.0%

} 83.9%

《諸証明交付概要》

区分	数	まちづくりセンター内訳
翌開所日交付	79	
即日交付	7	屯田、篠路、拓北・あいの里、札苗、月寒、藤野、定山溪 （篠路、定山溪は出張所）
取扱いなし	1	真駒内（同一敷地内の南区役所戸籍住民課で対応）